

# 大阪市立大学教員活動点検・評価実施要領

2010年11月24日策定

2020年11月17日改訂

大阪市立大学計画・評価会議

本実施要領は「大阪市立大学教員活動点検・評価指針」2009年3月4日策定（2019年11月11日改定）の七に基づき策定したものであり、第1期評価期間（2011～13年度）の実施にあたり、2010年11月24日に策定されたものである。その策定にあたっては、「なお改善の余地はあると思うが、適宜改訂していくことを前提にして」策定されている。2019年までの評価の結果を踏まえ、より有用な制度とすべく、今般、本実施要領を改訂する。なお、本改訂を踏まえても、まだ改善の余地はあり、適宜改訂することを前提にして、以下の手続を定める。

## 1 活動点検・評価の基礎資料は、以下の2種とし、指定の書式に従い、教員各自が作成する。

a 【様式1】年度活動報告書

b 【様式2】個人活動評価（通知）書

※【様式1】「年度活動報告書」は本学の研究者データベースのデータを活用する。

※【様式2】自己評価Aには教員個人が設定した目標及びその達成状況を記載し、自己評価Bには【様式1】の各項目の状況についての自己評価を入力することとする。

※「年度活動報告書」および「個人活動評価（通知）書」中「自己評価A、B」に関する部分は公表を前提として作成する。なお、公表の範囲と方法は計画・評価会議で決定する。

## 2 点検・評価の分野および項目は、以下の通りとする。

a 各分野における項目は、全学共通の必須項目と独自の項目の2種とする。

b 全学共通必須項目は以下の通りとし、その点検・評価は、「年度活動報告書」記載の各項目に関連する諸事項を包括したものとする。

- ・教育：大学院課程教育に関すること、学士課程教育に関すること、その他教育活動
- ・研究：研究成果の発表、研究資金等の申請・獲得実績、その他研究活動
- ・社会貢献：委員歴、その他社会活動
- ・管理運営：役職・委員等（学内）、情報公開への貢献

c 大阪市立大学教員活動点検・評価指針の六にかかわらず、研究院が研究院独自の活動を積極的に点検・評価するために、4分野以外の分野を設定することができる。独自項目の設定の有無は、研究院の判断に委ねる。ただし、項目設定の有無、項目内容および点検・評価における比重等については、教員活動点検・評価実施委員会への報告を必要とする。

## 3 点検・評価の比重については、以下の通りとする。

なお、ここでいう比重とは、評価対象の各分野・項目における研究院および教員各自の活動上重視度（費やす時間を基本とする）のことをいい、百分率で示すこととする。

a-1 各分野について、各研究院は研究院としての評価上の比重の指針を示すこととし、教員はそれを尊重して、比重を設定する。

a-2 教員が設定した比重は、研究院長等が調整し承認するものとする。

- b 研究院は、独自項目を設定した場合は、各分野における全学共通項目と独自項目の重視度について、研究院としての指針を示すこととする。
- 4 点検・評価の基礎として、個々の教員は自己点検・評価を行う。**
- a 自己点検・評価の結果として教員個々が「個人活動評価（通知）書」（自己評価A、B）を作成する。
  - b 自己点検・評価は、評価期間における計画に対する進捗状況と、活動実績を踏まえて行うこととする。
  - c-1 点検・評価の段階は、「個人活動評価（通知）書」（自己評価A）に基づく活動計画の進捗状況、「年度活動報告書」に基づく活動実績（自己評価B）ともに、4段階評価とする。
  - c-2 4段階評価は、S・A・B・Cとする。
- 5 各研究院は、研究院長の責任において、評価指針（ポリシー）【比重・目標設定指針・評価指針】を策定し、その指針に則って、点検・評価を実施する。**
- a-1 評価対象活動である4分野に関して、研究院としての評価上の比重の指針を示す。  
なお、独自の分野を設定する場合は、その分野を含めた比重の指針とする。
  - a-2 独自項目を設定した場合、全学共通項目と独自項目の点検・評価における研究院としての比重の指針を示すこととする。（3-b）
  - a-3 研究院で定めた目標設定指針、評価指針については、予め教員に明示する。
  - b-1 研究院長は、研究院の指針に従って、教員の「個人活動評価（通知）書」（自己評価A、B）に基づき、点検・評価を実施し、「個人活動評価（通知）書」（研究院評価C）を作成する。
  - b-2 点検・評価に際して、研究院長は必要に応じて教員と面談を行うことができる。
  - b-3 点検・評価に際して、研究院長は必要に応じて「年度活動報告書」、「個人活動評価（通知）書」に加え、別の資料を教員に求めることができる。
  - c 研究院における評価の段階は、4段階とする。その段階の区分は、S・A・B・Cとする。
- 6 点検・評価結果の取り扱いは、以下の通りとする。**
- a 点検・評価結果の取り扱いは、各研究院の判断によるものとする。
  - b 研究院長は個々の教員の評価結果を当該教員へ「個人活動評価（通知）書」を交付することにより、通知する。
  - c 研究院長は、研究院全体の点検・評価の結果の総体的内容を、研究院会議等に報告するとともに、教員活動点検・評価実施委員会へ報告する。
  - d 教員活動点検・評価実施委員会は、全研究院の点検・評価の結果の総体的内容を取りまとめ、計画・評価会議に報告する。
- 7 異議申し立ての手續と対応は、以下の通りとする。**
- a 点検・評価の結果に異議ある教員は、結果が通知された日から1ヶ月以内に、異議内容とその根拠を明記した「異議申立書」を、研究院長に提出することとする。
  - b 研究院長は「異議申立書」を精査し、当人と面談等を通じて、最終的判定を行う。
  - c なお異議が残る場合は、教員活動点検・評価実施委員会に調査委員会を設けて事情聴取し、調停作業と結果の確定を行う。
- 8 点検・評価は、その実施体制、実施内容等について、学外者による点検・評価を経ることとする。**

- a 教員活動点検・評価実施委員会は、大阪市立大学教員活動点検・評価指針に定める期間における点検・評価の終了後、各研究院の報告により、その実施体制、実施内容等を取りまとめ、全学点検・評価報告書を作成する。
  - b 点検・評価期間終了後、上記報告書について、学外者による点検・評価を受ける。
- 9 点検・評価結果の公表は、個人情報保護を厳守することを前提とし、以下の条件で行う。
- a 開示に適さない項目・内容は計画・評価会議で限定する。
  - b 公表の範囲と方法は計画・評価会議で決定する。
  - c 8－bによる学外者による点検・評価の結果は、すべて公表する。
- 10 計画・評価会議は各研究院の点検・評価に関して、以下の通りの総括を行う。
- a 各研究院の点検・評価体制のあり方について、点検する。
  - b 上記点検の結果を分析し、本実施要領および大阪市立大学教員活動点検・評価指針の改善に資することとする。

(附則)

本実施要領は 2015 年 4 月 1 日に遡って適用する。

(附則)

本実施要領は 2017 年 4 月 1 日から適用する。

(附則)

本実施要領は 2018 年 4 月 1 日に遡って適用する。

(附則)

本実施要領は 2019 年 4 月 1 日に遡って適用する。

(附則)

本実施要領は 2020 年 4 月 1 日に遡って適用する。